

令和6年度の制度改正の予定

【当日配布資料】
※ 3. 報告事項 (2)

1. 国保税課税限度額の引き上げ 【令和6年4月から】

- 「104万円」 → 「106万円」 ※ 後期高齢者支援分の課税限度額を「2万円」引き上げ。

課税年度	課税限度額合計	課税限度額の内訳		
		(医療分)	(後期高齢者支援分)	(介護分)
令和2年度	99万円	(63万円)	(19万円)	(17万円)
令和3年度	99万円	(63万円)	(19万円)	(17万円)
令和4年度	102万円	(65万円)	(20万円)	(17万円)
令和5年度	104万円	(65万円)	(22万円)	(17万円)
令和6年度	106万円	(65万円)	(24万円)	(17万円)

※ 後期高齢者支援分の課税限度額に達している世帯は122世帯 (令和6年1月時点)

2. 国保税の軽減制度の基準額変更 【令和6年4月から】

- ※ 世帯の被保険者等の所得合計 (前年中) が基準額以下の場合に、「均等割」と「世帯割」を軽減する制度

減額割合	現在の軽減基準額
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減	43万円 + 29万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	43万円 + 53万5千円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)



変更後の軽減基準額 (令和6年4月～)	
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減	43万円 + 29万5千円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	43万円 + 54万5千円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

3. マイナンバーカードと保険証の一体化 【令和6年12月2日から】

- 令和6年12月2日以降は、現行の健康保険証は発行できない

※ この時点で発行済のものは健康保険証の廃止日 (令和6年12月2日) から1年間は使用可能 (有効期限のほうが早い場合はその日まで)

- マイナンバーカードによる受診ができない人には、「資格確認書」を発行

・ 「資格確認書」には、現行の健康保険証と同等の情報 (氏名、生年月日、被保険者番号等) が記載されている

※ 医療機関等で提示することで、これまでどおり受診可能

・ 原則申請により発行するが、マイナンバーカードを持っていない人や、マイナンバーカードを保険証登録していない人等には申請なしで発行

(参考) 古賀市国保の状況

- ・ マイナンバーカードの保険証利用登録者数 (令和6年1月)
- ・ マイナンバーカードの医療機関等での利用率 (令和5年11月)

6, 432人 (国保被保険者の約61%)
約7.7%